

令和5年 第2回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和5年 6月20日 開会

令和5年 6月20日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第2回定例会 第1号

令和5年6月20日（火曜日）

○議事日程

- | | |
|----|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 一般質問 |
| 6 | 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 7 | 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 8 | 報告第4号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 9 | 議案第23号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第3号） |
| 10 | 議案第24号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 11 | 議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について |
| 12 | 議案第26号 浦臼町スクールバス住民利用条例の一部を改正する条例について |
| 13 | 議案第27号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 議案第28号 浦臼町多世代交流施設設置及び管理に関する条例の制定について |
| 15 | 議案第29号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 16 | 議案第30号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 17 | 議案第31号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 18 | 議案第32号 浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例について |
| 19 | 議案第33号 工事請負契約の締結について |
| 20 | 議案第34号 工事請負契約の締結について |
| 21 | 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて |
| 22 | 同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 23 | 同意第6号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 24 | 同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 25 | 同意第8号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 26 | 同意第9号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 27 | 同意第10号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 28 | 同意第11号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 29 | 同意第12号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 30 | 同意第13号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |

- 31 同意第14号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
 32 同意第15号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
 33 同意第16号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
 34 同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
 35 発議第3号 浦臼町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 36 所管事務調査について（総務産業常任委員会）
 37 議員の派遣について

○出席議員(8名)

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	川畑智昭君
副町	長	石原正伸君
教	育	河本浩昭君
総	務	明日見将幸君
総	務	安田良弘君
住	民	中田帯刀君
住	民	國田幹夫君
福	祉	齊藤淑恵君
福	祉	城宝睦己君
産	業	馬狩範一君
産	業	山崎哲君
建	設	上嶋俊文君
建	設	竹田圭一君
教	育	横井正樹君
農	業	畑山証君
代	表	笹木政廣君

○出席事務局職員

局	長	國田朋子君
書	記	藤澤翔太郎君

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第2回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番柴田議員、1番砂場議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの3日間をしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告をいたします。

はじめに、令和5年第1回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配布してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

6月15日、北海道町村議会議長会第74回定例総会及び議長研修会をホテルポールスター札幌で行いました。

はじめに自治功労者表彰に全道から157名の表彰があり、浦臼町議会からは15年在職として折坂美鈴氏が表彰を受けております。

役員を選出においては、胆振管内厚真町議会の渡部会長が再任され、新しい役員が選出されました。

提出議題としましては、空知議長会からは国の食料自給率を支える北海道農業を持続可能な産

業とするためにと題して要望をしております。14地区の提出議題を出して、総会を終えたところでございます。

以上で、報告といたします。

次に、監査委員より令和5年3月から令和5年5月に実施した例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきますので報告済みといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和5年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

まずは、4月23日実施の統一地方選挙以降、途中臨時会はございましたが、本日が新体制での初の定例会となります。

議員各位におかれましては、今後とも町政発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日をもって招集いたしました第2回定例会では、議案12件、報告3件、同意14件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第1回定例会以降の動静につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、コロナ関連につきまして、5月8日の5類への移行に伴いアフターコロナへの動きが加速、全国的に人々の動きが活発化し、経済活動も正常化してきています。

本町におきましても、多人数が集まる各種会合や行事が通常開催されており、先日行われた認定こども園の運動会には、祖父母の皆さんの姿も見られ、盛んな声援を送られていました。

また、夏の味覚まつりや新そば収穫祭などの屋外イベントも再開が決定され、準備が進められているところでございます。

最近、一部報道で感染者が増加傾向にあるという情報が流れておりましたが、3年以上にわたって制約を受け続けてきたコロナ禍もようやく収束の段階を迎えています。

今後とも町民の皆さんにはワクチン接種などの対策を奨励していくこととなりますが、既存の感染症と同様当たり前の存在として認識され、意識の上からもコロナ以前の日常生活を取り戻すことに期待するものでございます。

次に、先月13日、営農対策協議会の事業としてドローンによる水稲直播の実証試験を行っております。浦臼第1の今中恵一さんの水田を試験ほ場とし、約1ヘクタールの水田を2分割し、一方をドローン直播、もう一方を直播田植え機で行い、発芽や生育、収量などの比較検証を行います。

また、浦臼第8の大石陽進さんの水田では、乾田直播の試験も行っています。

先週16日に各ほ場の生育調査を行ったところ、今の段階で直播としては標準的な生育状況とのことでございます。

今後さまざまなデータを取得し、将来的に農作業の効率化、省力化につなげていきたいと思っております。

以上、行政報告につきましてお話しをさせていただきました。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第1回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

4月7日に小中学校の入学式が行われ、小学校につきましては9名、中学校は12名の新入学児童生徒を迎え、新学期が始まりました。

4月からは児童生徒にマスク着用を求めないこととしており、現在のところ順調に教育活動が行われており、5月26日開催の中学校の陸上記録会、6月3日開催の小学校の運動会につきましても、来場者等の制限なく無事終了をしているところでございます。

多くの来賓の方にお越しをいただき、4年ぶりに子供たちの元気な姿をご覧いただけたことは大変喜ばしく感じております。

また、子供たちへの声援を賜り感謝申し上げますところでございます。

今後、コロナ禍以前にも増して、学校と地域とのかかわりを深めていければと思っておりますので、町民の皆様のご協力をお願いするところであります。

4月13日の第50回を数えますみどり学園入園式におきましては、2名の新入園生を迎え、昨年度より1名増の36名でスタートをしております。

11月には50周年記念式典の開催を予定しているところでございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

令和5年第2回定例会において、一般質問をさせていただきます。

何分、初めての一般質問ですので、何か不作法があればご指摘をお願いいたします。

私からは、町の防災について、川畑町長にお伺いいたします。

現在、国内では南海トラフを初めとする大型地震の懸念や大小さまざまな地震、また異常気象による大雨や洪水等もあり、防災の意識が高まっております。

では、浦臼町に目を向けてみますと、それほど災害には見舞われておりません。強いて言えば雪害ぐらいでしょうか。

しかし、災害はいつ起こるかわからないということもありますので、備えは必ず必要と考えております。

その意識から、浦臼町でも本年度より二宮防災マネージャーの採用に至ったのだと思っております。

私が防災で思いつくのは、昨年度に学校の行事として小学校での防災学校を行ったことです。

内容は、低学年は防災かるたで楽しく学び、高学年は簡易ベッドを作成して実際に体験してみるといった内容です。

本年度は中学校も行い、新聞紙やビニールで簡易的な防災グッズを作成したり、講話では実際に被災地での体験等をお話いたします。

防災訓練で大切なことは、実際の有事の際に冷静に避難できるようにとは思っていますが、なかなか難しいとも思っています。

ただ、常に災害・防災を意識づけられることが大切ですので、この内容でも十分防災学校の意義をなしていると思います。

また、学校の先生のお話を伺いますと、有事の際には中学校が避難場所となるので、ぜひ防災学校にも町民の方々が来校していただき、見聞きしていただきたい、そのことによってイメージができることがプラスになるとのお話も聞きました。

そこで、町長に質問いたします。

令和5年度の町政執行方針を読ませていただきました。その中でも基本政策6本の柱に防災の推進が盛り込まれておりましたので、改めて今の町長のお考えをお聞きいたします。

また、町民参加の避難訓練を検討されていたようですが、その状況をお聞きいたします。

町民参加ということで、時期と場所、内容等を含めどのような形での実施をお考えか、現在わかる範囲でよろしいのでお答えください。

防災訓練が実施されて、先ほどの防災学校とあわせて町民が常に災害・防災を意識して、有事の際に完全無事故が理想の形ですが、被害を最小限にとどめる準備を行政にはお願いいたします。

以上、町長の答弁、お願いいたします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

砂場議員の1点目のご質問にお答えいたします。

地球温暖化の影響により、日本各地で今までの想定をはるかに超える大きな災害が発生しています。

町内においては、近年大規模な災害は発生していませんが、いつどこで起きてもおかしくない災害に対する備えは重要と考えます。

議員ご指摘のように、防災の推進に関する項目を就任以来、執行方針のトップに据えてまいりましたが、激甚化する災害に対する堤防等の防災施設の限界が顕著になってきている今、設備や機器の充実とともに防災行政全般のレベルアップは急務であり、専門的知見を持った人材の配置が必須であると当初から考えていたところです。

この4月から、待望の防災マネージャーを配属させていただきましたが、現在は防災計画のチェックと各種マニュアルの作成、修正を行っており、今後は実際の現場や町民へ向けての活動を広げ、災害時に一人の被害者も出さないことを最優先に防災体制の向上に努めてまいります。

2点目の防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

防災訓練につきましては、来年度から地域単位での実施を考えており、その後、関係団体の参加をいただいた全町規模の防災訓練を実施していきたいと考えております。

詳細は決定していませんが、災害対策本部設置訓練、町民避難と避難所開設・運営訓練、AEDや三角巾による応急救護訓練などを予定しております。

なお、今年度につきましては防災意識を高めることを目的とし、小中学校による防災教室への協力、老人クラブ等での出前講座や防災啓発に取り組んでまいります。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

答弁の方、ありがとうございました。

3月に執行方針が発表されて、今月に質問するのは少し時期尚早だったかもしれません。そこは申しわけなく思っております。

しかし、この質問に至った経緯が二つございまして、一つは皆さんのお話を聞いていると、防災訓練は暖かい時期が望ましいとのお話も聞きました。

本年度の執行方針であることから、開催もしくは素案内容を固めた方がいいと感じましたので、今回質問いたしました。今の答弁で聞いたとおりです。

二つ目には、先ほど来から言っている防災学校はことしも10月31日に開催予定です。行く行くは親御さんや地域住民にも参加していただき、見て、聞いて、体験していただきたい。

また、防災係にもご協力いただいておりますので、この行事も立派に町の防災の体をなしていると思っておりますので、町長にもご理解していただきたかった。

今後、行うであろう町の防災訓練とともに、防災の冠を持つ二つの事業をあっちはあっち、こっちはこっちではなく、町長指揮下のもとすみ分けをし、その相乗効果をもって町民の命を守る一助になればと考えますが、町長のご意見はいかがでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたしたいと思っておりますけれど、今、砂場議員がおっしゃったとおり、本当に住民の方が自分の問題として意識づけが大事かと思っておりますけれど、まずは地域でより身近な形での防災訓練を先行して行うことによって、まずはその意識を持っていただくというのを前段に据えて、その後、どのぐらいの規模になるかはこれからの想定になりますけれど、自衛隊、開発等を交えた中で大規模な全町規模の防災訓練につなげていければと考えているところです。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

次に、発言順位2番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和5年第2回定例会におきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。余談なのですが、実は私も何年もやってきまして、ふと今まで一般質問を何回やったの

かなと思ひまして、ちょっとざっと計算してみたのですが、きょう、すごい先輩も来ていて、あの方にはちょっと負けるのですが、多分きょうが80回目だと思います。

ということで、だから何だという話なのですが、ひとつ4年間またよろしく願ひたいと思います。

それでは、一つ目に町長に質問いたしたいと思ひます。

まず、道の駅のサウンディング手法についてお伺ひいたしたいと思ひます。

浦臼町産業観光推進グランドデザイン整備計画として、道の駅の更新並びに休養村センター温泉施設、鶴沼公園の一体的な整備再開発を目指し、平成29年度より検討委員会、推進協議会を設置し検討しており、基本的な考え方は提案されておりますが、再開発事業の問題を抱え難航しているのが現状であると考えております。

それを踏まえ、令和4年度に国土交通省所管のサウンディングに参加していくことを決定し、全国のノウハウを持った民間事業者参入による官民連携の運営を目指す検討も進めるとしておりますが、サウンディングに係る手法検討は結果的にはコンサルタント会社に委託することになり、さらなる費用が重なり、実現可能な整備計画結果になるのかどうか疑問視するものであります。

慎重にサウンディング手法を検討してはと思ひますが、町長の考え方を伺ひたいと思ひます。

○議 長（小松正年君）

答弁願ひいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

静川議員のご質問についてお答えいたします。

1点目の道の駅サウンディング手法についてでございますが、現在はグランドデザイン計画をもとに鶴沼公園周辺における道の駅及び温泉施設のリニューアル・運営に向けて幅広い視点での民間活力の導入について可能性を調査するとともに、財政負担の低減につながる事業手法を検討する委託業務を発注しているところでございます。

具体的には、前提条件であるグランドデザイン計画を整理し、施設の整備・運営に関する先進事例の収集・整理を行い、本事業への適用が考えられる事業の枠組み等を検討しております。

最終的に事業への参画が見込まれる民間事業者を6から8社程度抽出し、事業への関心や参画の条件、コストダウンの可能性などについてヒアリング調査を行うことになっております。

今回の事業手法検討により、財政支出や地域経済への波及効果等の観点から、本町において実現可能性のある事業案を選定し、次の段階であるサウンディングも含めた事業者選定を慎重に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

そのサウンディング手法というのが、まだよくははっきりと、一体どういう段階を踏みながら進めていくのかというのが、どうも余りにも雑ぱく過ぎて理解に苦しむところなのです。

そのことが、実はうちの町もそこをどう理解しているのかわかっているのかというのも、実はちょっと私、不思議といひますか、理解していません。

結局、サウンディングみたいにかけても、例えばうちの町がどうなっているのか、どういう状況なのか、そういった部分がコンサルタント会社は現地に来て、もしかしたら理解して、そこはわかっているかもしれませんが、実際に全国の民間業者、例えばブロックを分けてでも、民間業者に対してこういう地形であって、こういう今状況になっていますよ、こういう部分なのですよということが伝えられながらやるのか、それともそこはまだ先の話なのかということも、実は私もわかりません。

その中で、民間業者が絞られるのかどうかというのも不思議です。

結局、その中でどうやって進めていくのが、まだ順番的にどうなのか、では、本当に例えば、6社、8社絞るまでにその業者が浦臼町に来て、鶴沼公園なり、そういった今の道の駅のところを現地確認して、本当にできるのかどうか、どうやったらいいのかということの答えが出せるのかどうかも、実はわからないのではないかと思います。

やはり、民間業者にお願いするのはいいのかもしれませんが、結局その中で自分たちが事業としてやって、そこでうまくいくかどうかというのは、やっぱり現地のことをしっかりと把握して、車の流れだとか人口の形態だとか、産業の形態などもどの辺まで理解しながらやるのか、また北海道全体の道の駅がどうなっているのか、それから国自体の今後の道の駅の方向性はどうかということも考えたときに、すごく遠い話になっていくのではないかなと。

結局、民間がそこですべてを考えたときに、この現場でやれるのかどうか、やっぱり現地というのは大事だと思うのですが、そこが私、どうも、今サウンディングの方法がたとえ国土交通省が始めたばかりかもしれませんが、国だって結構そこは、ぽんとつくったけれど丸投げで来ていると思うのです。

あとは2人でやりなさいよという話なのでしょうけれども、そこをやっぱりうちの町がこのサウンディング手法にしても、どういう形というのがはっきりしていないと、なかなかサウンディングであっても、もし入ったとしても、結局はすごい出費がかかったり、民間に対してのいろいろな負担が生じても困りますので、その辺をもう少しサウンディング手法の中身に対して理解する必要があるのではないかと私は考えていますが、いかがでしょうか。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、細かな中身につきましてはお示ししていないところもありますけれど、ことし発注しております委託の内容が今おっしゃられたようなこの浦臼町にとってどのような道の駅なり公園整備、ランドデザイン全体の進め方、あり方が適当であるのか、またそれに対して民間企業の参画、支援をいただけるようなものがこの浦臼町で実現されていくのかを調査するための今年度だと思っておりますので、今の段階では正確にこういう形で進めるという話し方はできませんけれど、これまで進めてきましたランドデザインの計画をあくまでもベースにいたしまして、その中身を浦臼町にどう取り込んで、どう発展させていけるのかをことしの調査委託契約の内容と考えておりますので、その形が見えてきた時点で、改めて議会の方にはお示しさせていただきたいと考えております。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

既に何年も前にランドデザインを含めて、道の駅の計画の中では町の基本方針なり道の駅をどうしたらいいのか、ある程度の構築は私、できているとは思っているのです。

結局、何年もかけてきて、ランドデザインの中で練ってきた部分、ましてや一時的にはもう建設をすると、これだけお金かかりますよということまでやってきた部分も含めて、浦臼町の、町のあり方としては、基本的なものでどういう形なのかという手法については、私はもうすぐ出せるとは思うのですが。ここに来てまたゼロからみたいな話になっているので、そこはコンサルタントとの中である程度のコンセプトができている可能性だと思うのですが。そこをまたゼロから出発みたいな、ちょっと今の町長の答弁は聞こえるのですが、そこは私は違うのではないかと思うのですけれども。しっかりとした部分はあると思いますが、ちゃんとしたある程度うちの町の実現は現状の、はっきり言ったら、もうあの辺の動画なり写真なり、こういった部分がもう既に準備がされていて、こういう部分に、ここがこうなっていく形がうちの町はあれなんだみたいな部分がある程度煮詰まっていかないと、またそれもやるとなると、ちょっと大変なことになると思うので、その辺、どうなのですかね。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

おっしゃるとおりだと思いますけれど、先ほど申し上げたように、ベースはランドデザインと考えております。

今回、このような形に時間がかかってしまった理由の一つが、やはり示された事業費の過大さといえますか、巨額の資金を要するという事業の金額が示されたところがあります。

それを単独の市町村がやり切るといえることがかなり厳しいのではないかと判断から、民間の支援をいただいた中で、将来的にも持続可能な経営ができる形で進めていきたいという思いで、今回のサウンディングの方に至った経緯がございますので、今現在、その具体的な動画といえますかビデオが示しできる段階ではありませんけれど、今後どのような形で進めていくのか、当然ランドデザインをベースにはいたしますけれど、一からとは思っておりません。

あくまでもベースがあってのスタートだと思っておりますので、そのあたりをご理解いただきたいと思っております。

○議 長（小松正年君）

それでは、2番目の質問をお願いいたします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、二つ目の質問をいたしたいと思っております。

町長に浦臼町の事業継承の支援窓口ということで質問させていただきたいと思っております。

我々が努力をし、培ってきた事業を高齢化や病気などにより継続できない事業が増加しつつあります。浦臼町も例外ではありません。

今年度は、新規就農者を農業部門の継承を含めた取り組みを、地域おこし協力隊募集と連携をして進めておりますが、農業だけではなく幅のある分野での取り組みをし、自治体、商工会、JA、金融機関などとの連携組織をつくり、支援窓口を創設してはと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

2点目の事業継承支援窓口についてお答えいたします。

本町におきましては、農業者に限らず商工事業者におきましても、高齢化などにより事業の継続が困難となってきています。

現在の商工会の会員数は103件となっており、ここ数年微増減で推移しておりますが、商工会会員の年齢構成を考えますと、今後減少していくことは明らかと思われます。

農業者だけではなく商工事業者を含めた幅広い分野での事業継承支援の窓口を創設してはとのことですが、新規就農者対策については、浦臼町営農対策協議会が窓口となり、本年度より進み始めたところでございます。

現在、新規就農フェアなどへ出展を行い新規就農者の確保に努めているところでございますので、農業分野につきましても事業継承の問題も含め現体制の中で対応してまいりたいと思います。

商工事業者につきましても、事業継承などの相談があった際には商工会が窓口となり、事案によりますが町と情報を共有しながら進めております。

また、必要に応じて金融機関や北海道商工会連合会とも連携する体制をとっておりますので、商工分野につきましても現状を基本としたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、農業分野は水活の見直しや不安定な国際情勢により厳しさを増し、商工業の分野においても購買力や利用者の減少が経営環境を悪化させ、そのいずれもが事業者の高齢化、後継者の不足、不在という大きな問題を抱えています。

農業及び商工業への支援対策は、当町の人口対策、移住定住対策そのものでもございますので、今後も継続してそれぞれの関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今、全国でかなりこういった取り組みがボランティアを含めながら広がっておりますけれども、浦臼町も現実、もう1軒だけ、皆さんおわかりのように目の前に一つのお店が形になっておりまして、すごく浦臼町民も実は残念がっております。

そういったことも含めながら、なぜ事業継承ということが出てくるのか、結局ただ守ればいいというのではなくて、なぜ継承しなければならないのか、そこがやっぱり重要なところなのだろうなと思います。

結局、そこは一つのすごいいろんなことの技術があるのか、その技術を守らなくてはならないのか、浦臼町民にとってもそこがあることによって、一つの憩いの場とか安らぎになるのかとか、そういった部分を含めて、ただその店を守るだけではなく、農業を守るだけではなく、全町としてやはり必要なだろうと。

その中でやはり必要だから継承をとにかく訴えていかなければならない、そういった部分がこれから一つの町としても、うちはこうやっていますよというのが必要なのかなという気もしております。ここはやはり今後増えると思います。農業を含めて。

ただ、農業の部分はちょっと別な分野もありますので、ここはあれですけども、特に商工関

係などはだんだん増えていくのかなという気もしていますので、その辺は金融機関も含めながらしっかり、私はそういった窓口がちゃんとあるのだということを周りのところに示すことが必要かなと思っておりますが、また今商工会と共有しながら、という話もしておりますが、相談か何かがもしあれば、そういった事例があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

ただいまの静川議員のご質問にお答えします。

事業継承という相談は特段ないのですけれども、新規起業に係る相談は本年度1件ございます。以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、3点目の質問お願いいたします。

○6番（静川広巳君）

それでは、3点目ですが、町長並びに教育長に質問したいと思います。

自転車用ヘルメット購入費用の助成ということでお伺いいたしたいと思います。

道路交通法が改正され、令和5年4月1日より自転車に乗る際のヘルメット着用が年齢を問わず努力義務となりました。

努力義務であるため、着用するかどうかは利用者の意思にゆだねられているものの、事故の際に命を守る手段として、ヘルメット着用は重要な役割を果たしております。

事故による重傷化や死亡者を減少させる効果のある自転車用ヘルメット着用の推進を町として取り組まれているのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、既にヘルメット購入を助成する自治体も増えておりますが、本町でも購入費用の助成をする考えはどのようにでしょうか。

また特に、小中学生のヘルメット着用の必要、助成については教育長の答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員の3点目のご質問にお答えいたします。

1点目の自転車用ヘルメット着用の推進につきましては、駐在所が発行しております駐在所だより5月号で周知していただきましたが、今後は広報うらうすや一日交通安全キャンペーン、老人クラブ等高齢者を対象に周知を図ってまいります。

2点目の購入費用の助成につきましては、自転車を利用する際にヘルメットを着用することは利用者自身の安全対策として大変有効なものと考えますが、現時点では広報活動及び啓発指導により個人の安全意識の向上に努めることとし、ヘルメットの購入に対する補助は考えておりません。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

児童生徒のヘルメット着用の必要性につきましては、交通事故遭遇時の被害軽減の観点から必要であると考えておりますし、北海道教育委員会等からも努力義務化以前から通知があり、ヘルメット着用についての指導を行っているところであります。

小学校では、2008年に13歳未満の児童のヘルメット着用が努力義務化される以前から、交通安全教育において自転車運転時はヘルメットを必ず着用するよう指導しておりますし、現在は浦臼町交通安全協会から、毎年新入学児童にヘルメットを寄贈いただいております、全児童がヘルメットを所持している状況であります。

中学校では、本年度の改正に合わせてヘルメット着用について指導をしており、小学校と同様に自転車運転時には着用するようにしております。

また、購入に対する助成は現在考えておりませんが、援助が必要な児童生徒には就学援助費において、通学用品費や新入学児童生徒学用品費が支給されておりますので、必要な手当てがなされているものと考えております。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

うちの町は交通機関がだんだんとちょっと不便といったらおかしいのですけれど、制限されるような時代でありまして、町自体でも移動するのに自転車が便利なきときもありますし、そういった部分ではやはり交通の便が行き届かない部分では自転車というのはかなり有効な部分となっておりますが、ただうちの町で、もしわかれれば、自転車人口などどのぐらいいるのでしょうかね。

例えば、小中学生でなくて一般の方の自転車人口的な部分ではどのぐらいの方が自転車を利用していると考えられるのでしょうかね。この辺、正直言うと、そんなにいないのではないかなという気はするのですが、やはり見かけますけれど、結構意外と高齢者も乗っている方もおりますから、女性の高齢者も結構いますね。

その辺、私の見る限りでは意外とヘルメットを着用していない方がほとんどです。大人の方は。

その辺、周知なり、そういった部分でそんなに多くないと思うのですが、自転車人口の少ない部分でのちゃんと行き届いたものができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問がありました自転車の人口がどれぐらいかにつきましては、データ等押さえてございませんので、ご理解願いたいと思います。

あと先ほど言った職員の関係も、実際役場に通う人、十数名いらっしゃいます。実際、職員につきましてもヘルメットをかぶっていないというのが現実でして、けがの予防とか頭部を守ることが大事なかなと思ってございます。

ただ、努力義務ということで、あくまでもやっぱり最終的な判断はご本人になるかと思っておりますので、非常にちょっと難しい判断ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、再々質問になりますが、ありますか。

それでは、発言順位3番、柴田議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

令和5年第2回定例会におきまして、町長に2点、質問をさせていただきます。

1点目、浦臼町駐在所の建て替え要請についてであります。

現在、本町には2カ所の警察官駐在所があり、警察業務に務めていただいております。町の治安や交通安全のためにはなくてはならない存在であります。

滝川警察署管内には、交番5カ所、駐在所12カ所が設置され、管内の治安維持が守られております。

町内の晩生内駐在所においても、駐在さんとして地域活動にも積極的に参加され、大変親しまれております。

その駐在所及び住宅は建築年数も相当経過しており、大雪による損傷も見られ、断熱も悪く、冬の寒い日には耐えがたい寒さになると伺っております。

町として、勤務いただいている駐在さんの労働環境改善と健康維持のためにも、道あるいは道警に対して、駐在所官舎及び住宅の建て替えを強く要請するべきと思いますが、いかがですか。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の晩生内駐在所の建て替え要請についてのご質問にお答えいたします。

晩生内駐在所は、平成4年11月に建築され、木造平屋建て82平米の建物で、約31年が経過したところでございます。

晩生内駐在所の建て替えにつきましては、滝川警察署に確認したところ、交番・駐在所の建て替えは、人口動態、事件、事故の取り扱い件数、建物の老朽化を全道的見地で検討しており、晩生内駐在所につきましても毎年検討されているとのことですが、いつ建て替えを実施するか、何年後に実施するかという話には至っていないというのが現状でございます。

先日、私も外観を見させていただき、玄関風除室の屋根が破損しているなど、早急に修理が必要な部分も確認できましたが、先に申し上げましたとおり当該施設は北海道、北海道警が管理しておりますので、駐在所部長とも協議を行いながら、状況に応じて施設管理者に確認するよう努めてまいります。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

現在、晩生内の駐在所に勤めていただいている谷さんという方ですけれども、独身なものですから、同伴で勤務していただいておりますと、昼間、奥様が一応暖房したりしていれば大丈夫なのですが、単身赴任なものですから、どうしても暖房を切ってしまうですね。

それで、結局勤め終わって、生活空間に入ろうとすると、相当寒いらしいです。

ですから、今回も町長も見られたとおり屋根の損傷があるということで、早急に滝川警察署が修理に来てくれるものだとも私も地元の住民として思っていたのですが、昨年ですか、総務課の方から建て替えの計画があるので、駐在所を建て替えるときにはその地元に残存する警察官が臨時で住める住宅があるかということも必要なのですよということを確認されまして、ありますかということで、私の方としても地元でそういう住宅がないかを見聞きした経過があります。

最終的に、適切な住宅があったものですから、それで結局、ありますよということが警察にとっては一つの条件になると。あるのだから建て替えしてもいいだろうという条件になるということをお伺ったのですね。

空いている住居があるものですから、そのご責任者の方にお聞きして、警察官であればなおさら治安のためにもいいですよということで確認をとったのが今年の夏ごろです。

ですから、今年度滝川警察署も建て替えるものだったところもあります。

冬が過ぎて、様子を見ると、屋根は壊れたままでなかなか住宅の改築の話も来ていないと、それで今残存する谷さんにもお伺いしたところ、いや、今、とりあえずないですよという話だったのですね。

それで、結局住民の方から、道なり道警に対して、建て替えてやってくださいよという声を上げた方がいいのではないだろうかということで、今回こういう質問をさせていただきました。

町の方としても、やっぱり滝川警察署よりもさらに道なり道警に対してその要請をしていただきたいと。

先ほど、答弁の中でちょっと気になったのは、交番、駐在所の建て替えは人口動態、事件、事故の取り扱い件数、建物の老朽化を全道的見地で検討されておりという答弁、当然なのかもしれないのですが、これでいくと事件とか事故があった方がいいような逆のとり方をしちゃうのですよね。

駐在所って、あることによって治安を維持していくわけですから、事件、事故はないのにこしたことはないわけで、その点でいくと今回不安になったのは、将来必要のない箇所という判断をされるのが困ると。

ですから、早急に町の方として道なりに要請して、建て替えを少しでも早くやらしてもらえば、将来にわたって晩生内駐在所、最低でも保障されるなという思いがあったものですから、早急に町として要請していただきたいということであります。

例えば、その場合の仮の駐在所については、既に晩生内の方でも了解をとっているということでもありますので、政治力が必要なのかわかりませんが、町の道に対する要請の中にぜひとも重点項目としてとらえていただきたいという思いがあります。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

今回の答弁で、ちょっと最後の方、歯切れが悪いことになっておりますけれど、このご質問をいただいてから、谷部長と直接話がしたいということで何度も連絡をとったのですが、ちょっとご事情があるかと思っておりますけれど、お会いすることができておりません。

柴田議員のお話もそうですけれど、谷部長の口からどういう状況なのか直接お聞きした上で、今後どう対応していくかを判断させていただこうと思っていたのですが、お会いできません

でしたので、今回はこういう答弁にさせていただきました。

もう復帰されるとも聞いておりますので、まずは直接お話をさせていただいて、次に進めてまいりたいと思います。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

いいですか。

それでは、次の2番目の質問をお願いします。

○7番（柴田典男君）

町長に2点目、町の防災体制について質問させていただきます。

近年、日本全国において、台風をはじめとする線状降水帯による大雨の被害が以前にも増して多くなってきたように感じます。

限られた地域に集中的に降るため予測が難しく、結果として大きな被害をもたらしております。

本町においても、昨年100ミリ近い豪雨が一部の地域に集中して降るという経験をしております。

本町のハザードマップは、石狩川の氾濫を想定していると思いますが、今後は内水についての想定も必要になると考えております。

予測がつかないのが災害であります。最善の対策に向けて準備をすることが行政の責任と考えます。

ことし4月、念願の防災マネージャーを採用できたことは、町の防災に対する前進であると思っております。

そこで、次の5点について町長に伺います。

一つ目として、防災マネージャーの具体的な業務は。

二つ目として、本町のハザードマップの見直しはあるのでしょうか。

3番目として、連携のための防災会議は定期的開催されているのかどうか。

4番目として、避難困難者の把握、周知は町内会長にされているのですか。

5番目として、本年度の防災訓練の計画について、あるとすればその時期と内容、規模についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の町の防災体制について、1点目の防災マネージャーの業務についてお答えいたします。

地域防災マネージャーは、防災・危機管理に関する業務を専門的に行う職員です。

具体的な業務は、防災計画など各種計画の策定、防災教育の訓練、防災設備の整備・管理、防災情報の収集・分析、災害発生時の対応となっております。

現在、二宮防災マネージャーは、避難所運営マニュアルの作成、国民保護計画及び災害時職員初動マニュアルの修正、北海道への防災に関する調査報告など業務を担当していただいております。

2点目のハザードマップの見直しですが、現在、石狩川の氾濫を想定したハザードマップは、水防法の改正に伴い千年に一度の雨を想定し、平成30年に更新しており、今のところ見直しの

予定はありません。

3点目の防災会議の定期的な開催については、国の災害対策基本法や北海道地域防災計画の大幅改定に伴い会議を開催しているところであり、定期的な開催は行っておりません。

4点目の避難困難者の把握、周知は町内会長にされているのかにつきましては、浦臼町災害時避難行動要支援者制度実施要項に基づき、本人の同意を得て台帳に登録し、その情報を町内会長にお渡しし、把握していただいているところでございます。

なお、途中に変更等が生じた場合は随時更新の手続を実施しております。

5点目の本年度の防災訓練の計画については、砂場議員の質問でお答えしたとおり、本年度は防災意識を高めることを目的とし、出前講座や防災啓発に取り組んでまいります。

来年度から地域単位での防災訓練を予定しており、その後、全町規模での防災訓練の実施に向け、開催時期や内容、規模等の検討を進めてまいります。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

きょうは防災について、先ほども砂場議員もありましたし、私の後で高田議員も防災についての質問がありますので、重複については避けたいと思っております。

それだけ町の防災について関心が高いのですよという現れだと思っております。

私は、その中で重複しないように、防災会議についてお聞きしたいと思います。

以前、高齢者になって、例えば本当に災害があったときに、私は一人で避難できますよという方と、私は避難に対して人の手助けが必要なのですよという方々がいろいろ分けられると思うのですけれど、そのときに気になったのは、私は避難するときに困難なのですよというのが自己申告とお聞きしたのですね。

ですけれど、周りから見たときに、どうしてもあの人には手助けが必要なのではないかという人も、それほど自己申告の中で申し込んでいないようなそのときの印象を受けたことがあります。

今回の答弁でもそうなのですよけれど、町内会長は、あなたの町内にはだれかれが避難困難者なのですよという名前だけが告知されると思うのです。それはいいのですね。

では、例えば実際に災害があつてはなりませんけれども、一部大雨で増水しました、一部冠水しました、あそこには困難者がいるはずですよ、では、その方を町内会長は、名前は知っているけれど自分はどのような行動をしたらいいのかということは、会議の中では出てきていないはずなのですよ。

その中で、それで防災会議ということをやっていますかという質問をさせていただきました。

本町でかつて災害があつたとしたら、昭和58年に石狩川が決壊したときに、私の地域でも避難勧告を受けた経過があります。

そのときには、消防の方々が、あなたは避難してくださいということで我が家まで回ってきたのですね。

ですから、今防災マネージャーがマニュアルをつくっているということで、実際に全町一帯がそれほど被害を受けるということは想定できないと思うのですけれども、一部地域が集中豪雨で冠水になった、そこは安否確認であつたり、安全なところへ誘導するという仕事であつたり、そういうことのために防災会議というものをやはりやっていくべきだろうと。

今回は北海道であつたり国の防災要綱が変わったときに防災会議を開きますという、ですから

今はやっていませんという答弁だったのですけれど、そうではなくて、災害はいつ起こるかわからないわけですから、例えば1年に1回町内会長はかわるわけですから、新たな町内会長は、この方々が避難困難なので、もしこの地域に何かあったときに安否確認であったりということは仕事の分担の中にお願ひしますという一つの会議をやはり定期的にやるべきなのだと思います。

前回、7、8年前に自衛隊も来た中で防災訓練を本町でもした経過があります。

あのときも自衛隊が来て炊き出しをやってみたり、帯広市の方から協力企業が来てイベントをやってみたりはしたのですけれど、申しわけないのですけれど、パフォーマンス的な防災訓練だったように思っています。

あの後に実際に本町で災害があったときには、どういう行動をそれぞれがとらなければいけないのかという、あの後の反省会はしていないのですよね。ただ、イベント的に防災訓練をやりましたよということで、何か終わったような覚えがあります。

ですから、これから防災訓練をしようかと思うのですけれども、やはりそういう日ごろの防災に対する各団体の責任度合い、責任分担的なマニュアルも含めた中で、ぜひこれからの防災訓練に当たっていただきたいなと思っています。その点どうですか、防災会議等々について。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

はい、お答えいたします。

まず、前段で訂正といいますか、議員のご質問の表現を見ておりますと、防災会議というのが出てきました。

防災会議というのは、私たちがぱっと受ける印象は、開発局ですとか、北海道ですとか、自衛隊、消防等、そういう団体が入った防災会議というのが実際に存在しますので、この文章からそちらのことをおっしゃっているのだととりまして、今回の回答になっているというのをご理解いただきたいと思います。

今ご質問にありました町内的な防災会議ということですので、年に1回の町内会長会議のときに、先ほどおっしゃられましたような要支援者についての情報を提供しているということで、その詳細な対応につきましてのご説明は、残念ながらしていないのが現状でございます。

今、初めてこういう形でご提案をいただきましたので、町内会長に引き続きという形になるのか、その中でという形になるのか、また改めてと言う形になるのかわかりませんが、防災マネージャーが赴任していただいたこともありますので、これまで以上にもうちょっと中身の濃い対応を進めていきたいと考えています。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

1週間から10日ぐらいの今月以前にも線状降水帯によって本州が連日のように報道されていたのですけれど、確かに今回、川の決壊的なところは無事に済んだのではないかなと思っていますが、連日のように報道されたのが道路冠水でしたよね。

線状降水帯がもう1時間に50ミリ、60ミリの降雨量になったのがほんの一部なものですか

ら、結局そこが道路冠水によって道路が水の中を走る報道が連日のようにありました。

線状降水帯というのは、暖かい地域に発生するものですから、比較的北海道というのは少ないのですが、でも今の気象は海水温が上がっているのですから、どこで発生してもおかしくないのですね。

ですから、確かに千年に一度の川の氾濫という想定かもしれませんが、内水が、例えば浦臼町にもさまざまな川があって、以前にも草木が排水を埋めたことによって増水して消防車が緊急で出たこともありますよね。

ですから、今本当にどこが増水するか、内水によって増水するかという状況が、想像つかないところでも増水する可能性があります。

現在、土木工事でも晩生内一部でちょっと行き詰まっているところもありますけれども、やはり総合的に考えて、町の防災対策として今後も少しでも災害のない町として努めていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議 長（小松正年君）

質問いいですか。

○7番（柴田典男君）

はい。

○議 長（小松正年君）

ただいまから、休憩といたしたいと思います。

再開時間を11時20分とさせていただきます。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議 長（小松正年君）

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、発言順位4番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

令和5年第2回の定例会において、一般質問を町長にいたします。

自転車利用の高齢者への安全講習について、町長にお尋ねします。

ことし4月1日から、自転車に乗車する際、ヘルメットの着用をすることが努力義務となりました。

自転車乗車による事故の死亡者の約6割が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットを着用していない場合の致死率は2.1倍にもなっております。重大な傷害リスクを下げるという観点でもヘルメットの着用は重要となります。

自転車については、軽車両として自転車の走行帯の判断が地域によっては難しいところもあります。

交通安全のために免許証を返納しても、ヘルメット着用や軽車両における難解で複雑な問題が、多くは都市部ではありますが、問題になっております。特に高齢者自身を守るためとはいえ、判断が難しい状況にあります。

そこで、町長に伺います。軽車両としての浦臼町内の自転車通行帯の講習やヘルメット助成などに取り組むことが必要と思いますが、下記の2点について伺います。

1番、浦臼町における自転車事故の平均発生件数は。

2番、自転車利用高齢者に対する安全講習などの開催は。

お伺いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の浦臼町における自転車事故の年間平均発生件数につきましては、平成30年から令和4年までの5カ年で、警察に届け出のあった自転車事故は0件となっております。

2点目の自転車利用高齢者に対する安全講習などの開催につきましては、高齢者大学みどり学園5月の合同学習で、滝川警察署より自転車ヘルメット着用の講話をいただいているところです。

今後は各地区の老人クラブの例会などで行うことが効果的であると考えており、開催に向けて関係機関と調整を進めてまいります。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

1点目の浦臼町における自転車事故の年間の発生件数というのは変わらずにゼロで済むように願っています。この件に対する答弁はよろしいです。

続きまして、②の質問です。最近では自転車の法令違反の運転などに取り締まり及び指導、検挙の場合もあり、静川議員の質問にもあるとおりヘルメットに助成を出していただけるなら、それをきっかけに自転車利用者に助成をしていただきたいと思っておりますが、まずそれはないということは静川議員の答弁にもあったとおりかなと思っております。

しかし、自転車利用者に対し、信号機やら歩道上の徐行走行など自転車を安全に、歩行者に安心を与える意味でも、高齢者が免許返納した場合は自転車に乗る人が多いのかなと思っております。

浦臼町で安全講習は各団体に行っている、これからもするという答弁であります。さらに住民が自転車を安全な運転で交通法規を守り、覚え、事故を起こさないように啓蒙に力を入れていただきたいと思っております。

大体、先ほどからの町長の答弁がありますが、再度、町長の意見を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

はい、お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、まずは自分の身は自分で守るという部分を各利用者の方に自覚していただくために、啓発活動なり周知活動、広報活動に努めてまいりたいと思っております。

将来的にもどういう結果にといいいますか、かぶる方が増えていってくれば、それはその効果

があったということになりますし、効果がなければ別の手だても考えなければならないということにもなるかとは思っておりますけれど、現状では啓発活動に努めていきたいと思っております。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○4 番（野崎敬恭君）

いいえ。

○議 長（小松正年君）

次に、発言順位5番、高田英利議員。

高田議員。

○3 番（高田英利君）

それでは、令和5年第2回定例会に当たりまして、一般質問をさせていただきます。

まず、町長にご質問をさせていただきます。地域防災力強化についてということでご質問をさせていただきます。

6月に入りまして、愛知県、和歌山県、神奈川県などで線状降水帯が発生し、記録的な大雨が降り、死者が出るなど大きな被害が出る災害がありました。

さらに、台風の出現もあるなど、本州では災害の発生しやすい状況が続いております。

本町では、今年度から防災マネージャーが採用され、防災、減災行政のより一層の充実が期待されますし、浦臼町防災計画が昨年の4月に浦臼町防災会議より策定されており、それに基づいて事業が取り進められていることと思っておりますが、その取り組み活動が地域住民に十分に伝わっていないように思います。

そこで、地域への呼びかけとして、北海道地域防災マスターという制度があります。ボランティア活動の一環ですが、自主防災組織結成や参加の呼びかけ、防災訓練、災害時の避難支援や避難所支援などの活動事例があるそうです。

隣の新十津川町では多くの方が認定をされています。

このような制度を利用して、いざというときの備えのために住民の防災意識と体制を強化していき、地域防災力強化をしていくべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

北海道地域防災マスターにつきましては、地域防災活動を推進するとともに、住民・児童・企業等幅広く各層と連携した防災知識等の普及・啓発活動を展開し、地域防災力の強化を図ることを目的として、平成19年度から北海道が実施している認証制度で、認定研修会を1日受講することで、北海道地域防災マスターに認定されます。

隣の新十津川町では、町職員を含めて多くの方が認定されていることは北海道公式ホームページで確認をしております。

近年、地震や台風など自然災害が頻発し、日ごろから災害に対する対策や心構えを身につけることが重要と考えております。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、私の一番の思いは防災行政のレベルアップであり、そのためにはまず町職員を参加させることから始め、順次、町民の皆様に拡大し、地域の防災意

識の向上、防災力の強化につなげてまいりたいと思っております。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

防災については3人目ということで、かなり重複する部分もあるという中で、重ならないようにという思いの中で質問をしていきたいと思えますし、先ほど柴田議員の方からもありましたように、防災について3人の議員が質問するというので、議員の中においてもやはり防災意識に対する高まりというのは強いのかなと感じておりますし、私自身も防災についてはもう過去何度も質問をしている経過にもありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

防災マスターにつきましては、浦臼町はまだ認定者がいないという認識だと思えますし、それについては間違いのないところだと思えます。

隣町や中空知各町村を見ても、歌志内市だとか芦別市、新十津川町などが取り組んでいるということで、防災マスターの団体を組織化して、運用しているとホームページなどを見るとそういう状況にあると見ております。

また、浦臼町の200ページ以上に及ぶ防災計画が策定されているのですが、その中にもやはり防災リーダーや自主防災組織の育成とうたっております。

それらを勘案いたしましても、やはり防災マスターの役割というのは非常にその組織づくりに合致するものではないかと思えます。

また、平常時、防災訓練だとか研修会、あるいは先ほど言ったとおり災害時では避難支援だとか避難所の支援ということで、いろいろな場面において活動するところが非常に多いのかなと思えます。

先ほど来から、町内会長という言葉がよく出てきておりますが、町内会長さんにつきましては、やはり1年で交代ということがあります。

地域の防災の要として防災マスターを認定させてもらって、その方が各地区の防災の要としてことしから採用されました防災マネージャーと両輪となって、浦臼町の防災行政の要となって動いていってもらうのはどうかなというのが私の思いであります。

防災マスターにつきましては、あくまでもボランティアという位置付けでありますので、なかなか強制的に参加だとかいろいろな活動を押しつけるということにはならないのかもしれませんが、やはり私の思いとしては各町内会に最低1人ぐらいは防災マスターを認定して活動していただければ一番いいのかなという思いがあります。

令和5年5月15日現在では、全道で約4,280の方が防災マスターとして認定を受けられているそうです。

中身を見ますと、自治体の職員だとか、元職員、あるいは元消防官、自衛官、警察官の方もおられると書いてありますが、住民の方でも率先して受けられている方もいると書かれておりますので、ぜひ本町でも防災マスターが住民の防災の要として取り組んでいただけるような、ぜひ活動をして取り組んでいただければと思えます。

なかなかすぐに取り組めるということではないのかもしれませんが、まずは防災マネージャーが防災計画をいろいろ策定されているそうでありますけれども、それらに基づきまして、今後町職員も含めまして、防災マスターとして認定する活動を進めていってはいかがかなと思えます。

町長のお考えを再度お伺いいたします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

はい、お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、1日の研修ということで、どれほど効果があるのかは別といたしましても、やはり意識付けという意味では、地域にそういう方がいらっしゃることは有効なことだと思っています。

そういう意味で、ことしどちらで開催されるのかというのを調べさせましたけれど、通常であれば振興局管内で行われるということで、年内どこということで調べましたら、ことしは管内では行わないということになっておりますので、もし、石狩なり上川なり、近隣で開催するのが確認されれば、担当職員をまずは送り込んで、状況等を確認させて、まずは資格を取らせていきたいと考えております。

来年以降につきましては、なかなか手を挙げていただきにくいものではあるのかもしれませんが、町内会にも声をかけさせていただきまして、将来的には、新十津川町さんはどのような組織になっているかは承知しておりませんが、そういう組織として機能するような形に持っていければと考えておりますので、ことしは職員、来年以降、町民の方ということで進めていきたいと思っております。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

高田議員。

○3 番（高田英利君）

答弁は求めませんが、ぜひよろしく願いいたします。

これで、質問を終わります。

○議 長（小松正年君）

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時30分

○議 長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第2号

○議 長（小松正年君）

日程第6、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の6ページをお開きください。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和4年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により、5月31日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

令和4年度一般会計に係る繰越明許費繰越計算書でございます。

まずはじめに、5款農林水産業費、1項農業費、事業名、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業といたしまして、金額4,208万3,000円、翌年度繰越額は1,469万4,000円でございます。肥料高騰対策支援金事業でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金といたしまして610万円、一般財源859万4,000円でございます。

当事業につきましては、令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

続きまして、7款土木費、3項住宅費、事業名、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、金額3億1,790万4,000円、翌年度繰越額は3億1,790万円でございます。

公営住宅ひばり団地建て替え事業でございます。

財源内訳につきましては国庫支出金、社会資本整備総合交付金といたしまして1億2,950万円、一般財源1億8,840万円でございます。

当事業につきましては、令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

翌年度繰越額合計につきましては3億3,259万4,000円でございます。

以上が、報告第2号の内容でございます。

よろしくお願い申し上げます。

以上となります。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第7 報告第3号

○議 長（小松正年君）

日程第7、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案書 8 ページをお開きください。

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和 4 年度浦臼町下水道事業会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 20 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由につきましては、令和 4 年度浦臼町下水道事業会計予算の繰越明許費につきまして、地方公営企業法の規定により繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

令和 4 年度浦臼町下水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、石狩川流域下水道事業、令和 4 年度予算計上額 162 万 3,000 円のうち令和 4 年度中の支払い義務発生額 109 万 2,000 円、翌年度、令和 5 年度への繰越額は 53 万 1,000 円でございます。

この翌年度繰越額 53 万 1,000 円の財源内訳でございますが、企業債が 53 万円、当年度分損益勘定留保資金 1,000 円でございます。

内容につきましては、奈井江浄化センター設備更新工事におきまして資材不足が生じ、分電盤部品調達に不測の時間を要し、工事着手が遅れたことから、年度内に事業を完成することができないことが理由でございます。

以上が、報告第 3 号の内容説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第 8 報告第 4 号

○議長（小松正年君）

日程第 8、報告第 4 号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の 10 ページをお開きください。

報告第 4 号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 20 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法の規定により、浦臼町土地開発公社に係る令和 4 年度事

業報告及び決算報告並びに令和5年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容を報告させていただくものでございます。

本報告案件につきましては、報告書として配布させていただいておりますことから、要点についてのみのご説明とさせていただきます。

はじめに、令和4年度の事業及び決算状況をご説明申し上げます。別冊令和4年度事業報告書及び収入支出決算書の2ページをお開きください。

当社が平成28年度より計画を進めてまいりました旧田宮団地分譲事業は、令和3年度をもちまして完売するに至りましたことから、令和4年度におきましては主立った事業はございませんでした。

浦5分譲事業につきましては、町内動向を勘案し計画を進めております。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては2回の開催となっております。内容につきましては報告書記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、決算状況をご説明いたしますので、次のページをお開きください。

浦臼町土地開発公社決算報告の(1)決算運用書をご覧ください。

収入決算額につきましては、前年度繰越金、受取利息を合わせまして248万8,147円でございます。

次のページをお開きください。

支出の執行額につきましては、人件費及び経費を合わせました一般管理費と繰越金を合わせまして、収入決算額と同額の248万8,147円でございます。

詳細につきましては、次ページ以降の貸借対照表、損益計算書、財産目録、出資金明細表及びキャッシュ・フロー計算書をご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和5年度事業計画及び収入支出予算についてご説明申し上げます。別冊、令和5年度事業計画書及び収入支出予算書の2ページをお開きください。

令和5年度の事業計画につきましては、(1)分譲事業計画といたしまして、浦5分譲事業に係る用地測量等を計画してございます。金額並びに分譲地の概要につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

令和5年度収入支出予算資金計画書の収入につきましては、前年度繰越金及び事業外収入を合わせまして、合計220万円を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出につきましては、事業費及び公社の運営経費であります一般管理費のほか予備費、繰越金を合わせまして、収入と同額の220万円を計上してございます。

人件費並びに経費明細書につきましては6ページに記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、概要をご説明申し上げます。浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第4号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については報告済みといたします。

◎日程第9 議案第23号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第23号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

議案第23号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,679万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,917万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月20日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額150万円の追加でございます。7節報償費におきまして、町政功労者5名及び1団体並びに特別表彰者1名の表彰記念品購入に伴う計上でございます。10節需用費におきまして、役場公用車車庫の屋根及び外壁が昨シーズンの積雪により一部損壊いたしましたことから、当該箇所の修繕費用を計上するものでございます。

5目公共施設管理費、補正額45万9,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、鶴沼改善センターの外壁が昨シーズンの積雪により一部損壊いたしましたことから、当該箇所の修繕費用を計上するものでございます。

7目生活交通対策費、補正額2,235万5,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、北海道旅客鉄道株式会社より本年6月1日付にて無償譲渡されました鉄道用地等のうち、令和4年度に軌道等撤去が完了した用地の測量及び分筆登記に係る委託料をそれぞれ計上するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額2,566万8,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、給付金及び補助金を追加するものでございます。1点目は物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税均等割非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり3万円を給付する事業でございます。対象は250世帯で、事業費は780万円を計上するものでございます。2点目は町内消費活性化を目的に、商品券及び飲食券の発行に係る補助金でございます。対象は全町民で、町民1人当たり飲食券2,000円、商品券8,000円の合計1万円相当を配布する事業でございます。事業費は1,738万円を計上するものでございます。両事業は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の交付対象事業として、実施計画への登載を予定しておりますが、財源となる交付金につきましては、国による実施

計画の承認後に補正対応することとし、当補正予算案におきましては一般財源による予算計上としているものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額103万8,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、マイナンバーカードに住所変更等を記載するプリンタの更新費用を計上するものでございます。財源につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用するものでございます。

3款民生費、3項1目老人福祉総務費、補正額40万円の追加でございます。10節需用費におきまして、保健センター正面玄関自動ドア装置の駆動ユニット更新費用を計上するものでございます。

4款衛生費、3項1目診療所費、補正額2,102万5,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、町立診療所の蓄圧式粉末消火器の更新費用を計上するものでございます。

なお、10ページの5款農林水産業費、1項8目水利施設管理費、11目ジビエ処理加工センター管理運営費、9款教育費、2項2目スクールバス運営費の17節備品購入費は、それぞれ浦臼第1揚水機場、食肉加工施設、スクールバス車庫の蓄圧式粉末消火器の更新費用を計上するものでございます。

3項1目診療所費に戻させていただきます。18節負担金補助及び交付金におきまして、浦臼町立診療所並びに浦臼町歯科診療所の運営安定化のための支援金をそれぞれ計上するものでございます。

それでは、10ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額170万円の追加でございます。ブドウ果搾汁施設の重量表示器の更新費用を計上するものでございます。

6款商工費、1項2目観光費、補正額190万6,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、道の駅前駐車場女子トイレ自動ドア、温泉男女サウナ室、温泉源泉引き込み管の修繕費用を計上するものでございます。

7款土木費、1項1目道路橋梁総務費、補正額1,200万円の追加でございます。12節委託料におきまして、樺戸台地線、中津沿岸線及び北1線の3農道の町道認定、JR札沼線の廃止に伴う変更等による台帳更新費用を計上するものでございます。

2目道路維持費、補正額100万円の追加でございます。21節補償補填及び賠償金におきまして、公衆用道路改修工事において支障となる電柱の移設費用を計上するものでございます。

3目橋梁維持費、補正額700万円の追加でございます。12節委託料におきまして、農道橋等7橋の点検費用を計上するものでございます。

4項1目下水道整備費、補正額230万円の減でございます。27節操出金におきまして、マンホールポンプ改修工事の財源更正に伴い下水道事業会計への操出金を減額するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額158万6,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、児童用タブレット、体育館ステージ美術バトンの手動式昇降装置の修繕費用を計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理教育振興費、補正額67万6,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、生徒用タブレットの修繕費用を計上するものでございます。17節備品購入費、教材備品といたしまして、購入予定備品の単価増に伴う追加計上でございます。一般

備品といたしまして、生徒用タブレットの予備機購入費用を計上するものでございます。

5項1目保健体育総務費、補正額62万円の追加でございます。8節旅費におきまして、B&Gセンターインストラクター養成研修及びトランポリン普及指導員認定講習会受講に係る旅費を計上するものでございます。10節需用費以降もこの2研修に伴う費用を計上するものでございます。

歳出合計9,679万3,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金、補正額103万7,000円の追加でございます。本予算案の歳出において計上してございますマイナンバーカードプリンタ更新業務委託料に対する補助金となっております。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額9,575万6,000円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の9,679万3,000円の追加となっております。

以上が、議案第23号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

9ページ、歯科診療所運営支援金600万円、町立診療所運営支援金1,500万円の項目で質問をさせていただきたいと思っております。

これについては、先日も全員協議会の中で説明も受けました。歯科診療所については会計年度を終わった段階での赤字に対する支援金ということで納得はできるのですが、町立診療所につきましては赤字を見越しての町の支援ということで、自分としても病院の運営に対して町が支援するということに対しては、決して反対するものではないのですが、どうもそこら辺の説明不足的なところがあるのではないかなと私は思っています。

そのときに、議員の中から、指定管理料として補助した場合、可能ではないのかという質問をさせていただいておりました。

へき地福祉医療支援事業でしたか、そういう対象になる診療所だと思うのですが、ちょっとそれを調べてみたら、中空知5市5町の中でへき地指定を受けていないのは滝川市だけで、あとのほかはすべてへき地指定というのですか、へき地診療所の指定を受けているのかなと思うのですが、ちょっとそこら辺の、間違っていたらごめんなさい、確認をしたいと思うのですが、その中で例えば砂川市立病院が拠点病院という立場をとってやっているようですね。

指定管理料としての支援をしてはどうかという質問のときに、そういう過疎化のへき地の指定を受けているので、指定管理料として払った場合にその事業の支援を受けられない可能性があるのではないかという答弁だったので、そこら辺の確認はとれたのでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、補助事業については、全員協議会の後、道庁に確認したところ、指定管理料という形では補助対象にならないのではないかとこのところまで確認しています。

一応、道の方から国の方に確認している途中ですので、確定ではないのですが、指定管理料ではちょっと難しいのではないかとこの回答をいただいております。

それともう一点、事業完了していないのにとこの部分につきましては、全員協議会でも説明しましたとおり、決算の時期が町の事業年度とずれておりますので、その関係もありますけれども、区切りは一致していないのですけれども、あくまで概算で支援しておいて、最終的な決算が出た部分でその多い、少ないを合わせていくという考え方ですので、所管としては問題ないかなと思って進めております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかに。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

今の説明で大体わかりました。

ただ、病院の、今、謡藍会の方に月曜日の診療ということで、1日8万円掛ける53日ということでおよそ400万円ちょっとの支払いを謡藍会の方にもしているとお伺いしております。

今、仲泊先生は火曜日からの診療ということになるのですけれども、そういう形で赤字決算に対する支援ということになっていくのであれば、その謡藍会に対する医療事業の応援についてもこれから考えていくべきではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

結局、毎日すべてを仲泊先生に診療してもらった形でやれば、例えば今、謡藍会に渡している1日8万円の部分をすべて仲泊先生の方に行くことになるはずなのではないかと、そこら辺はどうなのでしょう。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

はい、お答えいたします。

現在、医師の方から相談を受けて、こういう形での支援という形で今、進めようとしておりますけれども、今後、現在の形がいいのか、別の形への移行も視野に入れて考えなければならないのかという、まさに検討の段階にあると考えておりますので、謡藍会への支払いを含めて診療所の経営全体をどうしていくかという部分で再度検討させていただきたいと思っております。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

9ページですけれども、今回の町政功労者なのですが、できればどなたが町政功労者の対象になっているのか、差し支えなければお答えいただければと思っております。

○議 長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えさせていただきます。

町政功労者個人の方でございますが、1人目、牧島良和様、2人目が東藤晃義様、3人目が伊藤覺施様、4人目が矢野正章様、5人目が渡邊一彦様、個人5名でございます。

団体につきましては、浦臼町の剣道連盟様でございます。

あと、特別表彰につきましては、1名ということで林田光義様でございます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第23号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第24号

○議 長（小松正年君）

日程第10、議案第24号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第24号を説明いたします。

別冊、令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）をご覧ください。

1ページをお開きください。

今回の補正予算の概要につきましては、令和5年度当初予算措置済みのマンホールポンプ所機械設備の更新に係る実施計画費用に企業債を充当するためのものがございます。

企業債の借り入れを230万円増額し、その見合い分としまして一般会計からの繰入金230万円を減額することに伴う予算の整理でございます。

なお、網かけの部分が今回の補正予算で変更となる部分でございますので、網かけの部分について説明させていただきます。

議案第24号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）。

(総則)

第1条、令和5年度下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収支及び支出の補正)

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款下水道事業収益、予算額1億2,775万7,000円から230万円を減額し1億2,545万7,000円とするもので、内訳としまして、第2項営業外収益から230万円を減額し1億615万7,000円とするものでございます。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,059万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額61万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1,331万円、減債積立金341万4,000円及び当年度利益剰余金処分金額4,324万8,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,829万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額61万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1,331万円、減債積立金341万4,000円及び当年度利益剰余金処分金額4,094万8,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、予算額640万円に230万円を追加し870万円とするもので、内訳としまして第1項企業債に230万円を追加し450万円とするものでございます。

次のページ、2ページをご覧ください。

(企業債の補正)

第4条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

表中、補正前の限度額220万円に230万円を追加し、補正後の限度額450万円に改めるものでございます。

(他会計からの補助金の補正)

第5条、予算第9条中「7,070万円」を「6,840万円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第6条、予算第10条中「4,352万円」を「4,122万円」とし、処分の金額を次のように改める。

(1)減債積立金、予算額4,352万円から230万円を減額し4,122万円といたします。

令和5年6月20日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

詳細について説明いたしますので、次のページ、3、4ページの令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画をご覧ください。

まずは、4ページの資本的収入及び支出をご覧ください。

収入。第1款資本的収入、第1項企業債、1目建設改良費、予算額220万円に230万円を追加し450万円とし、資本的収入合計870万円といたします。

3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入。1款下水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金、予算額6,900万円から230万円を減額し6,670万円とし、下水道事業収益合計1億2,545万7,000円と

するものでございます。

5 ページ以降には補正後のキャッシュ・フロー計算書のほか各種資料を添付してございますので、ご高覧願います。

以上が、議案第24号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）の内容説明でございます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、収入支出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第24号 令和5年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第25号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案書11ページをお開きください。

議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）が公布され、並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）中、森林環境税の賦課徴収に係る規定が令和6年1月1日から施行されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

第34条の9では、配当控除等の充当先に森林環境税を追加しております。

第36条の3の2では、給与所得者の扶養親族等申告書を簡素化する改正を行っております。
2ページをお開きください。

第38条では、森林環境税を個人住民税と合わせて賦課徴収すべき旨を規定しております。
3ページをお開きください。

第41条では、個人住民税の納税通知書に記載する税額に森林環境税を加算すべき旨を規定しております。

第44条及び6ページの第47条の2では、森林環境税を給与及び年金から特別徴収する旨を規定しております。

5ページをお開きください。

第47条及び7ページの47条の6では、森林環境税を給与及び年金から特別徴収しないこととなった場合は、普通徴収に繰り入れる旨を規定しております。

8ページをお開きください。

第82条では、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを軽自動車税の種別割に追加しております。

附則第15条の2及び9ページの附則第16条の2では、軽自動車税の環境性能割及び種別割について不正を行った自動車メーカーから徴収する納税不足額に加算する割合を10%から35%に引き上げる旨の改正を行っております。

以上で、改正内容の説明を終わります。

議案書の13ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

第1条では、施行期日を定めております。

第2条では、町民税に関する経過措置を定めております。

次ページ、第3条では軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上が、議案第25号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可

決されました。

◎日程第12 議案第26号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第26号 浦臼町スクールバス住民利用条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の15ページをお開き願います。

議案第26号 浦臼町スクールバス住民利用条例の一部を改正する条例について。

浦臼町スクールバス住民利用条例（平成19年浦臼町条例第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、料金の特例に関する規定につきまして、浦臼町営バス運行条例（令和4年浦臼町条例第11号）との整合性を図るものでございます。

内容につきましては、別冊参考資料によりましてご説明いたしますので、10ページをお開き願います。

はじめに、条例第5条第3項では料金に関する規定でございますが、令和4年第2回定例会におきまして、浦臼町営バス運行条例の全部を改正する条例を議決いただきまして、条文にあります平成14年浦臼町条例第31号を令和4年浦臼町条例第11号に改めるものでございます。

次に、条例第6条では料金の特例に関する規定でございますが、町営バスとの整合性を図るため当該条例等を用いた改正としてございます。

次に、条例第7条、料金の支払い等の規定でございますが、スクールバスを一般利用される場合の料金支払いにつきましては、現在の町営バスとの乗車方法等に合わせるため、まず改正前の「降車の際」を改正後「乗車の際」に、また続きまして改正前「料金もしくは回数券を料金箱に入れ、または定期乗車券を乗務員に提示しなければならない。」を改正後「料金もしくは回数券を料金箱に入れなければならない。」に文言等を改めるものでございます。

議案書の16ページをお開き願います。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第26号 浦臼町スクールバス住民利用条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第26号 浦臼町スクールバス住民利用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第27号

○議 長（小松正年君）

日程第13、議案第27号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第27号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、指定管理者の指定を受けている法人その他の団体が、合併等により他の法人その他の団体に業務を承継した場合の規定を追加するものでございます。

内容につきましては、別冊参考資料によりましてご説明いたしますので、11ページをお開き願います。

最初に、条例第13条を第14条に、条例第12条を第13条に、条例第11条を第12条といたしまして、第10条の次に1条を加えさせていただきます。

条例第11条では、地位の承継の追加規定でございます。

条例第7条の規定により指定管理者として指定された法人その他の団体について、合併、分割、その他、これらに類する行為があったときには、合併後存続する法人その他の団体、合併により設立された法人その他の団体、分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人その他の団体は、当該指定管理者として指定された法人その他の団体の当該管理者として地位を承継するものでございます。

次に、第2項でございますが、町長は前項の規定により指定管理者としての地位を承継した法人その他の団体について、その設立の目的、経営の方針、業種、業績等から勘案し、条例第4条第1項各号に該当しないと認めるときには、指定管理者を取り消すことができる規定を加えるものでございます。

次に、第3項につきましては、条例第7条第2項の規定は、指定管理者としての地位の承継について準用する規定でございます。

議案書の18ページにお戻り願います。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第27号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第27号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第28号

○議 長（小松正年君）

日程第14、議案第28号 浦臼町多世代交流施設設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の19ページをお開き願います。

議案第28号 浦臼町多世代交流施設設置及び管理に関する条例の制定について。

浦臼町多世代交流施設設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、今年度完成予定でございます浦臼町多世代交流施設の設置に関しまして、施設の設置目的や名称、位置等の必要な事項を定める必要がございますので、提案理由でございます。

続きまして、次のページをお開き願います。

浦臼町多世代交流施設設置及び管理に関する条例でございます。

第1条から順にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

第1条でございますが、施設の設置及び目的について規定してございます。

第2条では、施設の名称及び位置について規定してございます。

第3条では、施設で使用いたします部屋、室等を規定してございます。

第4条第1項では、施設の管理に関して、指定管理者制度を用いることができる旨を、第2項では指定管理期間について規定してございます。

第5条では、指定管理者が行う業務の範囲を規定してございます。

第6条では、開館時間を規定しており、第1項では午前9時から午後9時までを基本とし、指定管理者が施設の管理運営上必要があるときは、時間を変更できるものとしてございます。第2項ではバス待合所及び多目的トイレの開所時間を町長が定めるものとしてございます。

第7条では、休館日を規定しておりまして、1月1日から5日まで及び12月31日を休館日と定めておりますが、指定管理者が施設の管理運営上、必要と認めるときは臨時に開館または休館することができることとしてございます。

第8条では、使用の許可を規定しておりまして、第1項では個人または団体事業等を目的として、施設を使用するときには事前に指定管理者の承認が必要である旨を規定しており、第2項では施設の管理運営上、必要があるときは使用許可に条件を付すことができる旨を規定してございます。

第9条では、使用許可の取り消しを規定しておりまして、各号のいずれかに該当する場合は使用の拒否や使用許可の取り消し、使用制限ができる旨を規定してございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

第2項では、使用許可の取り消しにより利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わない旨を規定してございます。

第10条では、特別設備等の許可の規定でございますが、使用者が特殊な物件等を搬入するときは、指定管理者の許可が必要である旨を規定してございます。

第11条では、利用料金の収受の規定でございますが、第8条におきまして規定しております使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない旨を規定してございます。

第12条第1項では、指定管理者が別表1に規定しております利用料金設置基準の範囲内において利用料を定めることができる旨を規定してございます。第2項におきましては指定管理者が利用料金を定めたときや変更するときにはあらかじめ町長の承認を受けることを規定してございます。

第13条では利用料金の免除、第14条では利用料金の還付について規定してございます。

第15条では、指定管理者及びその従事者に対して、個人の情報を不当な目的で使用してはならない旨を規定してございます。

第16条では、使用者が使用許可の受けた目的外利用等を禁止する旨を規定してございます。

第17条では、各号に該当する者に対しまして、入場の拒否や退場を命じることができる旨を規定してございます。

第18条第1項では、屋外遊具広場におきまして、各号に掲げる行為を禁止する旨を規定してございます。第2項では指定管理者が広場の危険を認知した場合に利用を制限できる旨を規定してございます。

次に、22ページをお開き願います。

第19条では、使用者が原状に回復する規定を設けてございます。

第20条では、使用者が施設または設備を毀損した場合に損害を賠償しなければならない旨を規定してございます。

第21条では、この条例の施行に関して必要な事項を規則に委任する旨を規定してございます。続きまして、附則第1条におきまして、施行期日を令和6年4月1日からとしてございます。

附則第2条では、準備行為といたしまして、条例施行前において必要な準備がある場合は準備を行うことができる旨を規定しております。

附則第3条では、読み替え規定といたしまして、指定管理者による管理が行われない場合は、条例第4条を除き、指定管理者を町長と読み替える旨を規定してございます。

別表1におきまして、条例第2条で規定しております利用料金設定基準を定めてございます。

以上が、議案第28号 浦臼町多世代交流施設設置及び管理に関する条例の制定についてのご説明でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第28号 浦臼町多世代交流施設設置及び管理に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第29号

○議長（小松正年君）

日程第15、議案第29号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案書の23ページをお開き願います。

議案第29号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）では、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法、子ども・子育て支援法、学校教育法などの関係法律及び内閣府設置法、その他の行政組織に関する法律について所要の規定の整備が行われたところです。そのため当該改正内容に合わせ所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の12ページをお開き願います。

子ども・子育て支援法に関する改正では、第19条第2項に規定されていた内閣総理大臣は、前項2号の内閣府令を定め、または変更しようとするときはあらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならないという条文が削られ、現行の第19条第1項が第19条となりましたので、本条例において、第19条第1項を引用している箇所はすべて第19条と改正し、第19条第1項第1号から第3号を引用している箇所も改正をいたします。

その改正箇所は、まず参考資料の12ページ、第4条第2項の利用定員について、第6条第2項第3号の正当な理由のない提供拒否の禁止等について、13ページ、第7条第2項のあっせん、調整及び要請に対する協力について、第8条の受給資格等の確認について、第13条第4項第3号の利用者負担額等の受領について、15ページの第20条第1項第4号の運営規程について、第35条の特別利用保育の基準について、16ページ、第36条の特別利用教育の基準について、17ページ、第39条第2項の正当な理由のない提供拒否の禁止等について、18、19ページ、第51条と第52条の特別利用地域型保育の基準についてでございます。

参考資料14ページにお戻りください。

関係法律である学校教育法の第25条に、第2項と第3項が追加され、第25条は第25条第1項に改正となりましたので、本条例の第15条に規定した特定教育保育の取り扱い方針については、第1項第3号中の第25条を第25条第1項に改めます。

次に、所管省が厚生労働省から内閣府に移管したことによる改正は、同じく参考資料14ページ、第15条第1項第4号の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正し、参考資料18ページ、第44条の特定地域型保育の取り扱い方針においても同様の改正を行うものです。

次に、参考資料、16、17ページにお戻りください。

小規模保育事業の定義として、現行では厚生労働省令を引用しておりますが、内閣府に移管されたことから、内閣府令に合わせて利用定員について定めた第37条第1項小規模保育事業A型の第27条を第28条に、小規模保育事業B型の同省令第27条を同省令第31条に、小規模保育事業C型の同省令第27条を同省令第33条に改めるものでございます。

改正内容の説明は以上になります。

議案25ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以上が、議案第29号についての説明でございます。

ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第29号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第30号

○議長（小松正年君）

日程第16、議案第30号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

26ページをお開きください。

議案第30号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（令和5年省令第48号）が公布され、本条例が準じている省令の所管が厚生労働省から内閣府に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

では、改正内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の21ページをお開き願います。

保育の内容について規定した第25条の文中にある「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

議案27ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以上が、議案第30号についての説明でございます。

ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第30号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第31号

○議 長（小松正年君）

日程第17、議案第31号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案書の28ページをお開き願います。

議案第31号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第21号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由ですが、放課後児童支援員として従事する職員の資格に適用される基準について、経過措置の延長を図るものでございます。

改正内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の22ページをお開きください。

附則第2条の文中、「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、また、修了した者の括弧内「平成32年3月31日までに修了することを予定している者」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で町長が指定する日までに修了を予定している者」に改めるものでございます。

議案29ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以上が、議案第31号についての説明でございます。
ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
静川議員。

○6番（静川広巳君）

この職員の資格に適用される基準なのですが、延長するという部分の理由は何でしょうか。なぜ延長という形をとるのか。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

質問にお答えいたします。

この放課後児童支援員に関しましては、法律で決められておりまして、設けなければならないとなっているものですから、このたび延長の措置をとりたいということで、議案を提出しております。

以上です。

○議長（小松正年君）

静川議員、もう一回、質問をお願いできますか。

○6番（静川広巳君）

その延長する理由さ。雇用を延長するみたいな。

○議長（小松正年君）

ここで、暫時休憩といたします。

ただいまから、55分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時55分

○議長（小松正年君）

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁を、齊藤課長お願いします。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

失礼いたしました。質問にお答えいたします。

児童福祉法により、この放課後児童支援員については設置をするものとなっているのですが、このたび法の改正により町長の裁量によりその期間の猶予を与えるとなったものですから、それによりこのたびの放課後児童支援員を確保しやすくするという意味合いでこういう表現に改正するというところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第31号 浦臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第32号

○議 長（小松正年君）

日程第18、議案第32号 浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案の30ページをお開き願います。

議案第32号 浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町認定こども園設置条例（平成29年浦臼町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたため、引用している条文を改正するものでございます。

では、改正内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の23ページをお開きください。

議案第29号でも説明しましたとおり、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことにより、「第19条第1項」が「第19条」と改正されております。

そのため、第5条入園資格及び第6条保育料の納付についての条文をそれぞれ改正するものでございます。

議案31ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以上が、議案第32号についての説明でございます。

ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第32号 浦臼町認定こども園設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第33号

○議長（小松正年君）

日程第19、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の32ページをお開き願います。

議案第33号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦臼町条例第16号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和5年度多世代交流施設建築工事。

2、契約の方法、指名競争入札、最低制限価格適用でございます。

3、契約の金額、2億7,170万円（うち消費税額2,470万円）でございます。

4、契約の相手方、三鉦・今田経常建設共同企業体、代表者、砂川市東1条南18丁目1番31号、三鉦建設株式会社、代表取締役社長 西長親男氏でございます。

構成員につきましては、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地112、株式会社今田建設、代表取締役 今田厚子氏でございます。

以上が、議案第33号 工事請負契約の締結についてのご説明でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第33号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第34号

○議 長（小松正年君）

日程第20、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

次のページをお開き願います。

議案第34号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年浦臼町条例第16号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和5年度多世代交流施設外構工事。

2、契約の方法、指名競争入札、最低制限価格適用でございます。

3、契約の金額、7,480万円（うち消費税額680万円）でございます。

4、契約の相手方、樺戸郡浦臼町字浦臼内181番地26、三雄建設株式会社、代表取締役 竹内勝人氏でございます。

以上が、議案第34号 工事請負契約の締結についてのご説明でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今、工事なのですが、交付税もそうなのですが、地方財政計画という部分の中で燃料高騰とかいろいろな高騰対策が出ていて、地方財政計画の中でもたしか高騰という部分で措置がされるとい

うことになっていたかなと思います。

その部分で、今後各市町村が建設したりすることに対する設計基準価格というのがあろうかと思うのですが、その部分が財政計画の中では以前の高騰する前と今高騰しているという部分で、設計価格に変化が生じているとお伺いして、例えば単価当たりが変わっているという部分で、そこが今回の地方財政の中での交付税に反映されたり、そういった部分になるという話を伺ったのですが、その辺で例えば設計価格とか、本当はどこで質問していいかわからない、ここの入札の部分で前後も含めて、設計価格に変化が生じたのかどうか、わかれば。

○議 長（小松正年君）

川畑町長、お願いします。

○町 長（川畑智昭君）

ご質問いただきましたけれど、詳細につきましては、この場では承知しておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議 長（小松正年君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第34号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 同意第4号

○議 長（小松正年君）

日程第21、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月20日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は伊藤覺施、生年月日、□□□□□□□□□□、選任理由につきましては伊藤覺施委員の任期が令和5年8月18日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするものでございます。

ご審議賜りまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第4号を採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第22 同意第5号～日程第34 同意第17号（一括議題）

○議 長（小松正年君）

お諮りします。

日程第22、同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、日程第34、同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの13件については、関連がありますので一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第22、同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、日程第34、同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの13件については一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの13件について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの13件については、同意することに決定されました。

◎日程第35 発議第3号

○議長（小松正年君）

日程第35、発議第3号 浦臼町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。したがって、発議第3号 浦臼町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 所管事務調査

○議長（小松正年君）

日程第36、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第37 議員の派遣について

○議長（小松正年君）

日程第37、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配布のとおりですが、これを派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和5年第2回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時22分